

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

更に赤字企業が拡大！ 国税庁の統計より

国税庁が毎年発表している「会社標本調査(平成21年度)」の結果が発表されました。これは、昭和26年から毎年継続して実施されており、今回で60回目になります。税制改正や税務行政運営等の基礎資料とするために行われているものですが、企業の税務申告書のデータをもとにして作成されています。

下記の表をみてもわかる通り、平成18年以降は年々欠損法人(赤字法人)の割合が増加しており、景気情勢を如実にあらわしている結果となっています。

区 分	法 人 数			欠損法人 割 合 (A) / (B)
	利益計上法人 (社)	欠損法人 (A) (社)	合 計 (B) (社)	
平成11年分	760,187	1,767,037	2,527,224	69.9
12	802,434	1,734,444	2,536,878	68.4
13	806,867	1,742,136	2,549,003	68.3
14	792,626	1,757,461	2,550,087	68.9
15	813,184	1,737,382	2,550,566	68.1
16	846,630	1,722,023	2,568,653	67.0
17	849,530	1,730,981	2,580,511	67.1
18	867,347	1,719,021	2,586,368	66.5
平成18年度分	871,241	1,715,343	2,586,584	66.3
19	852,627	1,735,457	2,588,084	67.1
20	740,533	1,856,575	2,597,108	71.5
21	710,552	1,900,157	2,610,709	72.8
(構成比)	(27.2)	(72.8)	(100.0)	

また、交際費等の額も、この景気情勢を反映するかのよう減少しています。交際費等の支出総額は2兆9,979億円で、前年の3兆2,261億円よりも、2,282億円減少しており、こちらも平成18年以来連続してマイナスとなっています。

区 分	交際費等支出額		損金不算入額		損金不算入 割合(B)/(A)	営 業 収 入 10万円当たり
	(A) 億円	伸 び 率 %	(B) 億円	伸 び 率 %		
平成11年分	43,918	▲ 13.3	25,195	▲ 8.6	57.4	288
12	43,908	▲ 0.0	26,789	▲ 6.3	61.0	281
13	39,135	▲ 10.9	22,836	▲ 14.8	58.4	250
14	37,426	▲ 4.4	21,730	▲ 4.8	58.1	260
15	34,645	▲ 7.4	19,450	▲ 10.5	56.1	247
16	34,393	▲ 0.7	16,854	▲ 13.3	49.0	237
17	35,338	2.7	17,708	5.1	50.1	243
18	36,816	4.2	18,929	6.9	51.4	247
平成18年度分	36,314	-	18,440	-	50.8	235
19	33,800	▲ 6.9	16,665	▲ 9.6	49.3	216
20	32,261	▲ 4.6	16,108	▲ 3.3	49.9	227
21	29,979	▲ 7.1	11,839	▲ 26.5	39.5	226

営業収入金額10万円当たりの交際費等支出額は、全体では226円ですが、これを資本金階級別に見ると、大きな差があります。資本金が10億円以上の大企業においては営業収入10万円あたり110円と低くなっていますが、資本金1,000万円未満の企業においては、678円と高く、交際費の比率が大きくなっていることが伺えます。

この交際費等以外にも、減価償却費や引当金・寄付金などの項目について、当該調査では報告されていますので、ご関心のある方は、国税庁のHPでチェックされてみてはいかがでしょうか。

区 分	支 出 額 (A)	損金不算入額 (B)	損金不算入割合 (B) / (A)	1社当たり	営 業 収 入 10万円当たり
(資本金階級別)	億円	億円	%	千円	円
1,000万円未満	8,148	906	11.1	520	678
1,000万円以上 5,000万円未満	11,647	2,066	17.7	1,235	355
5,000万円以上 1億円以下	2,373	1,069	45.0	3,301	163
1億円超 10億円未満	1,772	1,772	100.0	8,588	133
10億円以上	4,771	4,771	100.0	76,408	110



激甚災害と所得税の減免について

災害等によって住宅や家財など一定の資産を被災した場合には、所得税法上、雑損控除の適用を受けることができます。また、被災額が住宅又は家財の価額の一定割合以上の場合には、選択により災害免除法の適用を受けることもできます。



◆雑損控除、災害免除法の適用効果

雑損控除は、原則、災害等により損失が生じた年度の所得金額から適用されます。また、損害額が大きく、生じたその年度の所得金額から控除できない額は、翌年以後3年間繰越控除ができます。

一方、災害免除法も災害により損害を受けた年度の所得税が減免され、その減免額は、その年度の所得金額(合計所得金額)の多寡によって定められています。

◆激甚災害、その適用時が大問題

今回の東北関東大震災においては、その損失発生は平成23年3月11日以降です。両規定を法律どおり、平成23年度分の所得金額及び税額から適用すると、災害により所得がないところにこれらの規定を適用しても税の減免効果はなく、法の趣旨が没却されることになってしまいます。

それ故、阪神淡路大震災のときは、災害発生が平成7年1月17日でしたが、超法規的措置(特例法)により、平成6年度の確定申告からの適用を認めました。また、すでに確定申告を終了している者については更正の請求が認められています。

したがって、当然、今回の特例法においても、平成22年度の確定申告からの適用が定められるものと思われます。

◆繰越控除の期限延長と減免基準の引き上げ

雑損失の繰越控除の期間は、現行法上、3年間です。今回の被害の甚大さを考慮すれば、とても3年間では控除できず、足切りになってしまいます。特例法では、繰越控除の期間を最低でも2年延長すべきです。

また、災害免除法における所得税の減免措置ですが、これも1回限りではなく、少なくとも2年以上の連続適用、かつ、減免額を多くなるよう合計所得基準額の引き上げ等の措置も講ずべきと考えます。

◆震災した土地の損失も雑損控除等の対象に

雑損控除は、物理的損害が前提であり、土地の損失などはもっぱら経済的損失(評価損)であるため、その対象にはならないとする議論があります。しかし、震災により土地が隆起、陥没等したものは、その適用の余地は十分にあると考えます。

地震に伴う助成金の特例措置について

政府は、今回の東日本大震災による災害のため休業した企業・労働者に対して、助成金や失業手当等について特例措置を設けています。

東日本の大震災は企業活動にも大きな打撃をもたらしましたが、厚労省は、被害に伴い経済活動上の理由により事業活動が縮小した場合に、企業に対して助成金を利用できる事や労働者に対しては事業の休業に伴い、実際に離職していなくとも雇用保険の失業給付が受給できる事等の措置を発表しました。

◆雇用調整助成金の特別措置

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む)は経済上の理由で事業の縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持の為、休業を行った場合、休業手当の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。今回の地震では次の様な例が対象となります。

- ① 人的・物的交通阻害・途絶及び出勤困難
- ② 事業所・設備が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達困難による早期修理不可能
- ③ 需要の減少又は集客困難
- ④ 避難指示解除後の風評被害、売上減少
- ⑤ 計画停電の実施を受けた事業活動の縮小
- ⑥ これに準ずる経済事情の変化



支給要件は、最近3ヶ月の生産量、売上が直前の3ヶ月又は前年同期比5%以上減少している雇用保険適用事業主です。

さらに青森、岩手、宮城、福島、茨城の県のうち災害救援法適用地域に所在する事業所は最近1ヶ月の生産量、売上がその直前の1ヶ月又は前年同期比5%以上減少で対象となり、平成23年6月16日までは災害後1ヶ月の生産量、売上がその直前の1ヶ月又は前年同期比が5%以上減少する見込みの事業所も対象となります。



◆雇用保険の基本手当の受給の特例

労働者に向けては失業給付が支給される措置がとられます。

- ① 事業所が直接被害を受け休止・廃止したため休業し賃金が受けられない場合は、実際に離職していない時でも失業給付が受給できます。事業主は休業証明書をハローワークに提出し従業員に休業表を交付します。
- ② 災害救助法の指定地域で直接被害を受けた事務所が休業した場合は、離職証明書を届出し、従業員に離職票を交付します。

この失業給付は雇用保険に6ヶ月以上加入している必要があります。又、事業所が雇用調整助成金を受給した場合は失業給付の対象とはならないので注意が必要です。

デスク周りの整理法

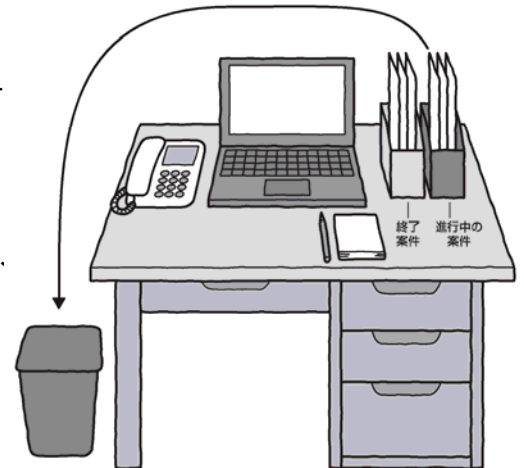
総務や経理といった管理部門の仕事の舞台は各自のデスクです。でも、忙しいときほど整理ができず、書類やモノに埋もれてしまう人も多いでしょう。そこで、気持ちよく業務にあたることができ、効率もアップするデスク周りの整理術を紹介します。定期的な大掃除などでいったんはキレイにできたとしても、1週間もすればすぐに元に戻ってしまう人も多いと思います。仕事のやり方が変わっていないのですから当然です。しかも、こうした人の掃除は見た目ばかりを重視して、使いやすさをあまり考えていないため、整理するメリットを感じられないうちに、ふたたび散らかってしまうのです。

①仕事がしやすいようにデスク周りを整とんする

モノであふれかえってしまう一番の原因は、書類やモノが多すぎることです。まずは、不要なものを処分することから始めましょう。捨てるのに迷ったら「また必要になったときに簡単に手に入るものかどうか」を判断基準のひとつに加えてみてください。それでも判断がつかない場合は「保留箱」を設けて1ヶ月後に再度判断してみましょう。

これで必要なものが残りますので、整理していきましょう。右図のように、A4サイズのファイルボックス、クリアファイル、付箋タイプのインデックスを使用して、案件ごとにまとめるだけでなく、その案件が、どの状態にあるのか流れがわかるように整理してはいかがでしょうか。

右から左へという作業の流れをつくる（右利きの場合）



②整理された状態を維持する仕組みをつくる

すべての書類をボックスに収納できたら、新しい書類もすべてここに入れる癖をつけてください。決してデスクの上に放置したりしないことです。新しい案件なら新しいファイルをつくり、どこに入れるべきかわからないものなら「とりあえずファイル」「後で読む書類ファイル」などをつくれればよいのです。

モノの置き場所を決め、毎日帰る前にその日に使った書類を収納するようにします。あわせて、ファイルボックスの中を定期的にチェックするようにしましょう。

③整理されたデスクで仕事をするメリットを実感する

このようにして整理された状態を一定期間キープできれば、整理ができていない状態がいかに仕事がしやすいか、効率がアップするかを実感できるでしょう。「あの資料はどこだろう?」と探す必要はなくなり、いつでもさっと取り出せるようになっているはずです。仕事がしやすいよう、整理法を自分なりにアレンジしてみてもいいでしょう。

ただし、モノの置き場所を決めること、書類は必ず縦置きすること、整理の時間をスケジュールに組み込むことの3点は守ってください。

「企業実務」H23年2月号より

不動産における各種利回りについて

利回りとは、投資に対する利益の回収割合のことです。利回りが高ければ、回収割合が多く、低ければ回収割合が低いことを意味しています。

デフレ経済が続く現状では不動産に関して暗いニュースが多いものですが、経済新聞やマネー雑誌などでしばしばマンション投資の特集や広告が掲載されています。時には、「このマンションに投資すれば、利回り10%！」などと誇大表示も目にすることがあります。

ところで、皆さんは投資用不動産の利回りがどのように計算されているかをご存知でしょうか？不動産は預貯金とは違って、元本価格(預貯金の場合は元金)が変動しますし、保有することによって様々なコストも発生します。

したがって、利回り表示だけを鵜呑みにして、投資判断をすることは非常に危険ともいえます。

◆「表面利回り(グロス利回り)」と「実質利回り(ネット利回り)」の違いとは

利回りとは、「投資した額に対して1年間でどのくらいの収入を得ることができるか」を表したものです。

基本式は、「年間収入÷投資金額×100」となります。たとえば、100万円を投資して1年間で1万円を得られた場合を取り上げると「1万円÷100万円×100=1」となり、利回りは1%ということになります。

この利回りにはいくつかの考え方があります。不動産の利回り表示で使われるものは主に2つあり、表面利回り(グロス利回り)と実質利回り(ネット利回り)です。不動産投資を考える前に、まずこの2つの違いについて理解しておきましょう。

①表面利回りの考え方

利回りを計算するとき、常にベースになるのが前述の基本式です。表面利回りの特徴は何かというと、年間収入を年間総収入で置き換え、投資金額には購入金額を当てはめて考えることです。これを計算式で表すと、「年間総収入÷購入金額×100」となります。たとえば、年間総収入が100万円見込める物件を1,000万円で購入した場合、「100万円÷1,000万円×100」で利回りは10%、これが表面利回りとなります。

②実質利回りの考え方

これに対して、物件の運用コストまで含めて考えたものが実質利回りです。実質利回りの場合、年間収入には、年間総収入から物件の運用コスト(管理費、修繕積立金、固定資産税、火災保険料など)を差し引いた年間純収入を使います。これを計算式で表すと、「年間純収入÷購入金額×100」となります。たとえば、年間の運用コストが20万円であれば、「(100万円-20万円)÷1,000万円×100」という計算式が成り立ち、利回りは8%になります。

◆ 将来の売却価格を考慮した「投資利回り」とは

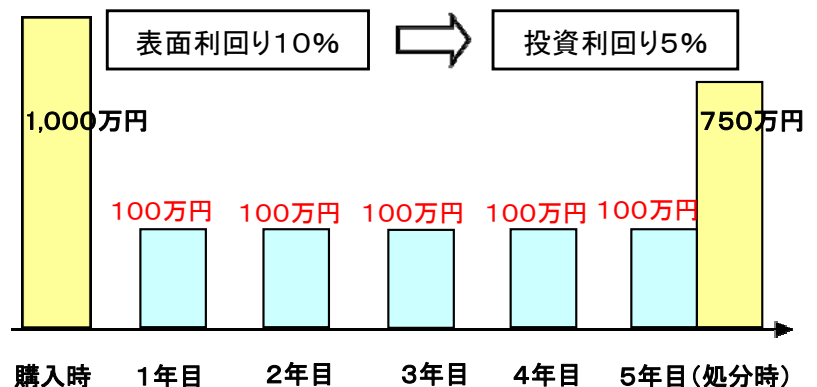
正味の利回りを表わす「投資利回り」は、その物件を手放した時に確定します。たとえば、購入価格1,000万円でマンションを取得して、その時点の年間賃料収入が100万円とすれば「表面利回り10%」となることは、前述のとおりです。

しかし、「投資利回り」10%を実現するためには、手放すまで空室期間がなく家賃が一定で、なおかつ購入価格と同価格以上で売却できることが前提となります。1,000万円で購入したマンションを手放したところで、1,000万円で売れる保証などなく、もちろん売却益が出ることもありますが、売却損がでることも当然にあるのです。

そこで、下図で説明しますと、購入価格1,000万円のマンションが5年後750万円でしか売却できなかつたとすると、250万円(年換算すると収支上50万円のマイナス)の売却損が生じることとなります。年間総収入は当初100万円であったものが、半分の50万円にまで低下したことを意味し、「投資利回り」は5%まで低下することとなります。

以上の事実を踏まえると、「表面利回り」は単なる見かけ上の利回りであって、ほとんどの場合前記の要因によって正味の「投資利回り」はかなり小さくなると考えた方がよいでしょう。収益物件を単純に「利回り」の高さだけで判断することがないように、厳しくチェックできる眼を養っておく必要があります。

・5年間で賃料収入	500万円
・5年後の売却損益	▲250万円
・5年後の収支	500万円-250万円
	=250万円
年間当たりの収入	=250万円÷5年=50万円



平成23年度の公的年金が0.4%引下げへ

平成23年度の公的年金が、0.4%引き下げられることになりました。その引き下げは、4月分が支払われる6月の支払からです。

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年（現在は平成17年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することになっています。平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、上記の幅の引き下げ改定となったわけです。



◆公的年金制度とその仕組み

我が国の公的年金制度は、全国民共通の国民年金を基礎として、会社員や公務員等が厚生年金や共済年金が上乘せされる、いわゆる2階建ての制度となっています。そして、自営業者及び会社員の夫に扶養されている配偶者は老齢基礎年金を受給し、会社員や公務員等本人は「老齢基礎年金+老齢厚生年金」を受給します。

◆改定後の支給金額

国民年金(老齢基礎年金「満額」:1人分)の平成23年度の月額支給額は65,741円です(平成22年度は66,008円 減額267円)。これを世帯で見ますと、例えば、夫が自営業者で妻が専業主婦である場合、夫婦ともに老齢基礎年金だけの受給となり、それぞれ月額65,741円ですから、夫婦合算して131,482円となります。

一方、厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)では、平成23年度の月額支給額は231,646円(平成22年度は232,592円 減額946円)です。

なお、基礎年金の月額65,741円は、40年間保険料を忘れずに納め続けた場合の金額です。また、厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬額36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準を標準とした受給金額です。

◆年金所得者の確定申告手続き

年金所得者については、年末調整といった制度がないことから、確定申告により税額が清算される必要があります。しかし、この確定申告手続きは、年金所得者にとっては事務負担となっています。

そこで、平成23年度の税制改正で、公的年金収入金額400万円以下で、かつ、当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下の年金所得者について、確定申告不要制度を創設しました。適用は平成23年分以後からの予定です。

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月10日(火)
特別農業所得者の承認申請	納 期 限 5月16日(月)
3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申告期限 5月31日(火)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 5月31日(火)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 5月31日(火)
9月決算法人の中間申告(半期分)<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>	申告期限 5月31日(火)
消費税の年税額が400万円超の6月・9月・12月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	申告期限 5月31日(火)
消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>(1月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 5月31日(火)
自動車税の納付	納 期 限 5月31日(火)

今月の名言録

～ 心の鏡 ～

自分の身なりを正すためには、人はまず鏡の前に立つ。鏡は正直である。ありのままの姿を、ありのままにそこに映し出す。自分のネクタイは曲がっていないと、がんこに言い張る人でも、鏡の前に立てば、その曲直は一目りょうぜんである。だから人は、その誤ちをみとめ、これを直す。

身なりは鏡で直せるとしても、心のゆがみまでも映し出しはしない。だから、人はとかく、自分の考えやふるまいの誤りが自覚しにくい。心の鏡がないのだから、ムリもないといえればそれまでだが、けれど求める心、謙虚な心さえあれば心の鏡は随処にある。

自分の周囲にある物、いる人、これすべて、わが心の反映である。わが心の鏡である。すべての物がわが心を映し、すべての人が、わが心につながっているのである。

古の聖賢は「まず自分の目から梁を取りのけよ」と教えた。もうすこし、周囲をよく見たい。もうすこし、周囲の人の声に耳を傾けたい。この謙虚な心、素直な心があれば、人も物もみなわが心の鏡として、自分の考え、自分のふるまいの正邪が、そこにありのままに映し出されてくるのであろう。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



編集後記

3月の東日本大震災は、数百年に一度の規模の大災害と言われ、実際に阪神大震災よりも、広範囲で被害が及んでいるようです。また、福島原発も「安全だ」と言われていた施設で、今後かなりの長期にわたる放射能への対応が必要とされています。地震は、予測が不可能である為、「想定外」といえるかもしれませんが、災害が起こった後の対応は考えさせられます。その中でも、菅首相や官邸の中心のスタッフのリーダーシップの欠如がマスコミの批判の矛先になっていますが、先日なるほどと思うコメントを聞きました。

テレビ番組で、大阪府の橋下知事が、リーダーシップを発揮するには、そのための仕組みづくりが大切だと発言していました。橋下知事は菅首相を擁護する意図はないのですが、おそらく、ご自身の体験から大阪府庁という巨大組織を動かすには、自分が下した決断にそって組織が機能する為の仕組みづくりの必要性を痛感したのだと思います。この非常事態においては、誰も経験したことのない「想定外」の事ばかりなので、状況の変化に応じて、速やかに対応できる体制が必要です。行政組織だけでなく、企業経営においても同じ考え方で臨むことが大切なのではないでしょうか。

(藤田智明)



事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
税理士	竹内 雅弘
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

